訓　令

○内閣府訓令第二十八号

科学技術・イノベーション推進事務局統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月一日

内閣総理大臣　石破　茂

科学技術・イノベーション推進事務局統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

科学技術・イノベーション推進事務局統括官の職務分担に関する訓令（令和七年内閣府訓令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表

改正後	
担当	職務
総合政策担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［一～四　略］ ［2～9　略］
人工知能等担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二条に規定するものをいう。次号において同じ。）の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項 二　［略］ 2　人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する施策の推進に関すること。 3　前二号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

別表

改正前	
担当	職務
［同上］	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務及び統括官（人工知能等担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一～四　同上］ ［2～9　同上］
［同上］	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　人工知能に関する事項 二　［同上］ ［号を加える。］ 2　前号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この訓令は、令和七年九月一日から施行する。